◇┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳◆

**食科協かわら版　No.321　（2021年度No.41）**　 　2021/12/24

食の行政情報ならびに食中毒情報及びコロナ関係通知をお伝えする食科協のメールマガジン

食中毒情報は１回限り　行政情報は原則2回の掲載で削除します

新しいものは*NEW*マークがついております　期限設定のある記事は　期限終了まで掲載

**青字をスクロール　Ctrlキーを押しながらクリック　もしくは右クリックでハイパーリンクを開く**

◇┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻◆

**次回は「・・・」**

**なにがいいでしょうか**

|  |  |
| --- | --- |
| **目次** | **ページ** |
| 1. [**食科協関係**](#食科協関係)**事業経過等**
 | **2** |
| **2**[**厚生労働省関係**](#厚生労働省関係) | **2-8** |
| **3**[**食品安全委員会関係**](#食品安全委員会関係) | **8** |
| **4**[**農水省関係**](#農水省関係) | **8-16** |
| **5**[**消費者庁関連**](#消費者庁関連)**リコール情報** | **16-19** |
| **6**[**食中毒・感染症**](#食中毒・感染症)**細菌性食中毒→ウイルス性食中毒→寄生虫→自然毒→感染症→違反品の回収→他****各項目発生順で記載　菌種については月により掲載位置が変動しています** | **19-29** |

**１．****[食科協関係](#食科協関係)**

12月17日　かわら版320号・かわら版ニュース＆トピックス195号を発行。

12月21日　かわら版ニュース＆トピックス196号を発行。

12月21日　ニュースレター221号を発行。

12月24日　かわら版321号・かわら版ニュース＆トピックス197号を発行。

**年末の事務所のお休みについて**

**12月29日から1月６日までお休みをいただきます　再開は１月７日です**

**２.****[厚生労働省関係](#厚生労働省関係)**　<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

**★***Link***傍聴・参加が可能な審議会等の会議一覧　ご案内しきれないときもございます**<https://www.mhlw.go.jp/topics/event/open_doors.html>

**★***Link***副反応疑い報告の状況について（とても詳しい資料です）**

**厚生科学審議会 (予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会)**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html>

**■***NEW***第２８回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会　資料　2021/12/23**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192554_00015.html>

**■***NEW***令和３年度　第１回　職場における化学物質管理に関するリスクコミュニケーション（意見交換会）（東京会場）　2021/12/21**

　<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22879.html>

　　職場における化学物質の管理手法が大きく変わろうとしています！

　職場で使われる化学物質の中には、危険性や健康有害性があるものも少なくありません。個別に法令で規制されている物質もありますが、規制されていない物質を、危険有害性を十分に確認せず使用したことによる労働災害の発生も跡を絶ちません。

　　このため厚生労働省では、危険有害性が確認された全ての物質にラベル表示と詳しい情報シート(SDS)の交付を義務づけ、事業者は製品のラベルとSDSから危険有害性を確認し、リスクアセスメントを実施した上で、労働災害を防ぐ措置を自ら選択して実行する「自律的な管理」を原則とする仕組みに転換することを検討中です。

　　この意見交換会では、新たな仕組みについて概観した上で、今後事業者・労働者が実行すべきことなどについて意見交換をしていきます。

　　参加無料で、どなたでもご参加いただけます。参加をご希望の方は、下記「お申込み・お問合せ先」によりお申込みください。多数の皆様のご参加をお待ち申し上げております。

　日時　令和４年２月３日 （木） 13:30～16:30

会場　エッサム神田ホール2号館 3階 大会議室 (2-301)

（東京都千代田区内神田3-24-5）

※会場参加とライブ配信（Zoom）によるWeb参加が可能です。

定員　会場参加 80名程度 ／ Web(Zoom)参加 300名程度

テーマ

・新たな化学物質管理～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～(仮題)

・法令準拠型から自律的管理へ～その背景と事業者の対応～(仮題)

・参加者との意見交換会

お申し込みについて

お申込み・お問合せ先

　　テクノヒル株式会社 化学物質管理部門　電話 03-6231-0133

　　お申し込みフォーム等：<https://www.technohill.co.jp/chemic/2021rc/>

（※）本リスクコミュニケーションは、厚生労働省からテクノヒル株式会社に委託して実施しております。

**■***NEW***職場における化学物質対策について　2021/12/21**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html>

**■***NEW***令和３年度　第２回　職場における化学物質管理に関するリスクコミュニケーション（意見交換会）（大阪会場）　2021/12/21**

　<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22881.html>

　日時　令和４年２月18日 （金） 13:30～16:30

会場　ティーオージー貸会議室 17階 11+12号室

（大阪府大阪市北区梅田1-1-3-1700）

※会場参加とライブ配信（Zoom）によるWeb参加が可能です。

定員　会場参加 60名程度 ／ Web(Zoom)参加 300名程度

テーマ

・新たな化学物質管理～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～(仮題)

・法令準拠型から自律的管理へ～その背景と事業者の対応～(仮題)

・参加者との意見交換会

お申込みについて

お申込み・お問合せ先

　　テクノヒル株式会社 化学物質管理部門 　電話 03-6231-0133

　　お申し込みフォーム等：<https://www.technohill.co.jp/chemic/2021rc/>

（※）本リスクコミュニケーションは、厚生労働省からテクノヒル株式会社に委託して実施しております。

**■***NEW***第143回労働政策審議会安全衛生分科会（資料）**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22947.html>

**■***NEW***2021年12月21日　薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（オンライン会議）　議事要旨　2021/12/21**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22960.html>

**■***NEW***「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（イソオイゲノール等16品目）の残留基準の設定又は改正）に関する御意見の募集について　2021/12/21**

**受付開始日時 2021年12月21日0時0分**

**受付締切日時 2022年1月19日23時59分**

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210327&Mode=0>

**■***NEW***第30回　食品衛生管理に関する技術検討会 資料　2021/12/21**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22783.html>

**■***NEW***食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法　2021/12/20**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/zanryu/zanryu3/siken.html>

**■***NEW***食品に残留する農薬等の試験法　2021/12/20**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/zanryu/zanryu3/index.html>

**■***NEW***令和３年12月３日　第73回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第23回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　2021/12/17**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22615.html>

**■***NEW***令和３年度第１回化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会　（発がん性評価ワーキンググループ）　議事録　20021/12/17**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22876.html>

**■***NEW***令和３年度第１回化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会　資料　2021/12/17**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22830.html>

**■薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（オンライン会議）資料　2021/12/14**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22651.html>

**■ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がん（子宮けいがん）とHPVワクチン～　2021/12/13**

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>

**■HPVワクチンに関するQ&A　2021/12/13**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/hpv_qa.html>

**■***NEW***食品中の放射性物質の検査結果について（１２６７報）　2021/12/22**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22598.html>

**■***NEW***原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除　2021/12/17**

　<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22765.html>

　　本日、原子力災害対策本部は、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限が指示されていた、茨城県北茨城市きたいばらきしで産出されたタケノコについて、出荷制限の解除を指示しました。

１　茨城県に対し指示されていた出荷制限の品目のうち、北茨城市で産出されたタケノコについて、本日、出荷制限が解除されました。

（１）本日付けの原子力災害対策本部から茨城県への指示は別添１のとおりです。

（２）茨城県の申請は、別添２のとおりです。

２　なお、原子力災害対策特別措置法の規定に基づく食品の出荷制限及び摂取制限の指示の一覧は、参考資料のとおりです。

参考１

原子力災害対策特別措置法 －抄－

（原子力災害対策本部長の権限）

第２０条 （略）

２ 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

３～１０ （略）

参考２

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部：最終改正 令和3年3月26日）

　（別添１）　<https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000867591.pdf>

（別添２）　<https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000867592.pdf>

（参考資料）<https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000867593.pdf>

**■食品中の放射性物質の調査結果（令和３年２～３月調査分）　2021/12/15**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000205937_00014.html>

　　厚生労働省は、国立医薬品食品衛生研究所に委託して、令和３年２月から３月に、全国15地域で、実際に流通する食品を購入し、食品中の放射性セシウムから受ける年間放射線量を推定しました。

　　調査の結果、食品中の放射性セシウムから、人が１年間に受ける放射線量は、0.0005～0.0009ミリシーベルト／年と推定され、これは現行基準値の設定根拠である年間上限線量１ミリシーベルト／年の0.1％程度であり、極めて小さいことが確かめられました。

　　なお、放射性セシウム（Cs-134とCs-137の合計）濃度が0.5Bq/kg以上となった試料については、放射性ストロンチウム（Sr-90）及びプルトニウム（Pu-238、Pu-239＋240）も調査することとしています。

　　今回、調査対象となる放射性セシウム濃度が0.5Bq/kg以上の試料はありませんでした。

　厚生労働省では、今後も継続的に同様の調査を行い、食品の安全性の検証に努めていきます。

参考：　東京電力福島第一原発の事故に由来して、食品中の放射性物質から長期的に受ける線量の大半は、放射性セシウムによるものとされています。

資料

　（別添１）　食品中の放射性セシウムから受ける放射線量の調査結果　（令和３年２～３月調査分）

　<https://www.mhlw.go.jp/content/11134000/000864509.pdf>

　（別添２）　食品中の放射性物質の調査結果　～令和３年２～３月に採取した試料の放射性ストロンチウム及びプルトニウム濃度～
<https://www.mhlw.go.jp/content/11134000/000864510.pdf>

**■食品中の放射性物質の検査結果について（１２６６報）　2021/12/14**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22564.html>

　２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

　　 　※ 基準値超過　１件

　　　　　No. 1　　福島県　　　乾燥コウタケ　　　（Cs：120 Bq/kg）　南会津町

**■原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の設定　2021/12/13**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22649.html>

　　本日、原子力災害対策本部は、昨日までの検査結果等から、茨城県及び群馬県に対し、以下について出荷制限の設定を指示しました。

（１）茨城県水戸市みとし及び茨城町いばらきまちにおいて採取されたキノコ類（野生のものに限る）

（２）群馬県みどり市、中之条町なかのじょうまち、草津町くさつまち、片品村かたしなむら及び川場村かわばむらにおいて採取されたキノコ類（野生のものに限る）

１　茨城県に対し、水戸市及び茨城町において採取されたキノコ類（野生のものに限る）について、本日、出荷制限が指示されました。

（１）本日付けの原子力災害対策本部から茨城県への指示は別添１のとおりです。

（２）茨城県の出荷制限指示後の管理の考え方は、別添２のとおりです。

※ 300 Bq/kg（水戸市、アカヤマドリ、令和３年７月20日検査結果）

　　 120 Bq/kg（茨城町、カワリハツ、令和３年９月27日検査結果）

 ２　群馬県に対し、みどり市、中之条町、草津町、片品村及び川場村において採取されたキノコ類（野生のものに限る）について、本日、出荷制限が指示されました。

（１）本日付けの原子力災害対策本部から群馬県への指示は別添３のとおりです。

（２）群馬県の出荷制限指示後の管理の考え方は、別添４のとおりです。

※ 280 Bq/kg（草津町、ハナイグチ、令和３年10月７日検査結果）

　　 510 Bq/kg（川場村、アカモミタケ、令和３年10月７日検査結果）

　 110 Bq/kg（川場村、クリタケ、令和３年10月７日検査結果）

　 400 Bq/kg（中之条町、ハナイグチ、令和３年10月７日検査結果）

　 350 Bq/kg（片品村、チャナメツムタケ、令和３年10月７日検査結果）

　 190 Bq/kg（みどり市、クリタケ、令和３年10月21日検査結果）

３　なお、原子力災害対策特別措置法の規定に基づく食品の出荷制限及び摂取制限の指示の一覧は、参考資料のとおりです。

　【参考１】　原子力災害対策特別措置法　－抄－

（原子力災害対策本部長の権限）

第２０条　（略）

２　原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

３～１０　（略）

【参考２】

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部：最終改正 令和３年３月26日）

（別添１）<https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000865704.pdf>

（別添２）<https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000864564.pdf>

（別添３）<https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000865705.pdf>

（別添４）<https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000865404.pdf>

（参考資料）<https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000864572.pdf>

**■***NEW***食品安全情報（微生物）No.26/ 2021（2021.12.22）**

[http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202126m.pdf](http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202126m.pdf%20)

**目次**

**【世界保健機関（WHO）】**

1. 国際食品安全当局ネットワーク（INFOSAN）2021 年第 3 四半期報告（2021 年 7～9月）

**【米国疾病予防管理センター（US CDC）】**

1. 冷凍加熱済みエビに関連して複数州にわたり発生したサルモネラ（SalmonellaWeltevreden）感染アウトブレイク（2021 年 9 月 21 日付最終更新）

**【カナダ公衆衛生局（PHAC）】**

1. 公衆衛生通知：カナダの複数州にわたり発生しているサルモネラ（Salmonella Enteritidis）感染アウトブレイク（2021 年 12 月 9 日付更新情報）

**【欧州疾病予防管理センター(ECDC)】**

1. レジオネラ症 － 2019 年次疫学報告書

**【欧州委員会健康・食品安全総局（EC DG-SANTE）】**

1. 食品および飼料に関する早期警告システム（RASFF：Rapid Alert System for Food and Feed）

**【ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR）】**

1. 食品安全に関するリスクアナリシス向上のための中南米シンポジウムを開催

**【オランダ国立公衆衛生環境研究所（RIVM）】**

1. 食品関連病原体による疾患の実被害（オランダ、2020 年）

**【ProMED-mail】**

1.コレラ、下痢、赤痢最新情報（45）（44）

[http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202126m.pdf](http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202126m.pdf%20)

**■***NEW***食品安全情報（化学物質）No.26/ 2021（2021.12.22）**

<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202126c.pdf>

**＜注目記事＞**

**【WHO】 WHO**

ヒト健康リスク評価ツールキット：化学的ハザード、第二版 本ツールキットは、化学物質による健康リスク評価を行うにあたり必要となる情報をどのように特定し、入手すれば良いのか、そしてその情報をどのように評価に利用すれば良いのかを記したロードマップである。さらに、FAO/WHO や OECD を含む国際組織や各国機関によって開発され世界的に認められたリスク評価に関する情報リソースを紹介し、それらへの認識を高め利用を推進することも目的としている。初版（2010 年）以降に発表されてきたリスク評価の新しい方法論やツール、ケーススタディも紹介している。

**＊ポイント：** 化学物質のリスク評価の進め方を具体的に示したマニュアルのような一冊です。評価に利用できるデータバンクやポータルサイト、ガイドライン、報告書などの情報源が網羅されているので、どのようなものがあるのか知るだけでも目を通す価値はあると思います。

**【FDA】 証明されていない健康への効果効能を表示しているベーピング製品に注意**

ビタミンやエッセンシャルオイルを含む特定の「ウェルネス」ベーピング製品が、証明されていない健康への効能効果を表示して違法に販売されており、使用すると有害である可能性があると米国食品医薬品局（FDA）が注意を呼び掛ける。これらの吸入製品は、激しい咳を誘発し、気道を狭め、会話や呼吸を困難にする可能があり、一部の製品にはヒトに有害な化学物質が含まれていることが確認された。

**＊ポイント：** 日本でもさまざまな吸入製品が販売されています。食品ではないですが、それらの製品を使用することのリスクを考えていただきたく、注意喚起のためご紹介しました。

**【FSA】 福島県産品の輸入規制変更に向けた意見募集を開始**

英国食品基準庁（FSA）は、福島県から輸入される少数の食品に課されている規制について、意見を求める。COMARE（英国保険省の環境における放射線の医学的側面に関する専門委員会）の支援を受けた FSA の科学者は、日本から英国に輸入される食品の放射性セシウムの上限値である 100 Bq/kg を撤廃しても、英国の消費者の線量やそれに関連するリスクの増加は無視できると結論づけた。2022 年 2 月 11 日まで意見を募集する。

**【ご挨拶】**2021 年の最終号となります。今年一年を振り返ると、世界各地におけるゲノム編集や細胞培養などの新技術を用いた食品に関する制度作り、食品ロス削減への取組、パーフルオロアルキル化合物の使用制限に向けた取組、大麻成分を含む製品への注意喚起、EU では食用昆虫のリスク評価と初認可、食品添加物の二酸化チタンのリスク評価、さまざまな食品に拡大したエチレンオキシドの残留、米国では乳幼児用食品中の有害元素の低減化計画への取組に関する記事が目立ちました。

来年も引き続き食品安全の海外情報をご紹介していきますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。皆さま、よいお年をお迎え下さい

<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202126c.pdf>

**3.****[食品安全委員会関係](#食品安全委員会関係)**　<https://www.fsc.go.jp/>

**■***NEW***食品安全委員会（第８44回）の開催について　2021/12/23現在発表がありません**

**最近、発表が遅く、締め切りが早くなっております。参加をご希望の場合は、各自ご確認ください**

標記会合を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本会合については、傍聴者を入れずに開催いたしますが、本会合の様子については、下記４のとおり、web上で動画配信することといたしました。

議事録につきましては、後日、食品安全委員会Webサイト

（<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>） に掲載いたします。大変御迷惑をお掛けいたしますが、ご理解のほど、何卒よろしくお願いいたします。

記

１．開催日時：令和3年12月28日（火）　１４：００〜

２．開催場所：食品安全委員会 大会議室　（港区赤坂５−２−２０ 赤坂パークビル２２階)

４．動画視聴について：本会合の様子の動画視聴を希望される方は、12月27日（月）12時までに内閣府共通意見等登録システム（<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-1176.html>にて、氏名、所属、電話番号及びメールアドレスを御登録いただきますようお願いいたします。視聴をお申し込みいただいた方には、御登録いただいたメールアドレス宛てに、視聴に必要なURLを、12月28日（火）12時までに御連絡いたします。なお、当日の資料につきましては、同日14時までに食品安全委員会Webサイト

（<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>）に掲載いたします。

<https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai804.html>

<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/> 　**←発表がない場合はこちらからご確認ください**

**会議の結果は下記から確認できます**

**★***Link***食品安全委員会　開催実績リンク　開催日時、配付資料、議事録等**

　<https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>

　<https://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_hisiryou_muramidase_030512.html>

**■***NEW***肉を低温で安全においしく調理するコツをお教えします！　2021/12/24**

<https://www.fsc.go.jp/foodsafetyinfo_map/shokuhniku_teionchouri.html>

**■食品安全関係素材集　2021/11/30**

 **いい仕事です　ホームページにも掲載済み**

<https://www.fsc.go.jp/sozaishyuu/>

**■***NEW***食品安全関係情報更新（令和3年11月6日から令和3年11月18日）2021/12/3**

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2021&from_month=11&from_day=6&to=struct&to_year=2021&to_month=11&to_day=18&max=100>

**４．****[農水省関係](%E8%BE%B2%E6%B0%B4%E7%9C%81%E9%96%A2%E4%BF%82)**<https://www.maff.go.jp/>

**■***NEW***フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について　2021/12/23**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211223_3.html>

　農林水産省は、令和3年12月20日（月曜日）、フランスのランド県及びピレネー・アトランティック県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

フランスのランド県及びピレネー・アトランティック県の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された旨、フランス家畜衛生当局から情報提供がありました。

2.対応

フランス家畜衛生当局からの情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため令和3年12月20日（月曜日）、同2県からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を一時停止しました（※）。

**■***NEW***広島県福山市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内8例目）に係る搬出制限の解除について　2021/12/23**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211223.html>

　　広島県は、同県福山市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内8例目）に関し、発生農場の半径3kmから10km以内の区域に設定している搬出制限を本日午前0時に解除しました。

今後、広島県は、国内8例目の移動制限区域内で、当該疾病の新たな発生が認められなければ令和4年1月3日（月曜日）午前0時(1月2日（日曜日）24時)をもって、当該移動制限を解除する見込みです。

1.今後の予定

（1）広島県は、同県福山市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内8例目）に関し、本日午前0時、発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。

（2）今後、広島県は、国内8例目の移動制限区域内で、当該疾病の新たな発生が認められなければ、発生農場の防疫措置が完了した12月12日の翌日から起算して21日が経過する、令和4年1月3日（月曜日）午前0時(1月2日(日曜日)24時)をもって、当該移動制限を解除する見込みです。

**■***NEW***オランダからの生きた家きん等の一時輸入停止措置について　2021/12/22**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211222_6.html>

　　農林水産省は、令和3年12月21日（火曜日）、オランダの一部区域からの生きた家きん等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

今般、オランダのリンブルフ州の家きん飼養農場において、新たに高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）の発生が確認された旨、オランダ家畜衛生当局から情報提供がありました。

2.対応

オランダ家畜衛生当局からの情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和3年12月21日（火曜日）、該当区域（※1）からの生きた家きん及び液卵の輸入を一時停止（※2）しました。

（※1）オランダ家畜衛生当局が定める家畜衛生単位20区域のうち、本発生が確認された第18番の区域。

（※2） 発生国又は地域から生きた家きん、家きん肉等、家きん卵等の輸入を停止するのは、我が国で飼養されている生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

**■***NEW***英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について　2021/12/22**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211222.html>

　　農林水産省は、12月21日（火曜日）に英国のマージーサイド州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

英国のチェシャー州の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認され、本発生に伴い設定された制限地域が隣接するマージーサイド州に及んだ旨英国家畜衛生当局から情報提供がありました。

（参考）チェシャー州からの家きん肉等については、高病原性鳥インフルエンザの発生により令和3年11月以降、一時輸入停止措置をしています。

2.対応

英国家畜衛生当局からの情報提供を受けて、同病の我が国への侵入防止に万全を期するため令和3年12月21日（火曜日）にマージーサイド州からの家きん肉等の輸入を一時停止（※）しました。

（参考）生きた家きんについては、令和2年11月以降、コンパートメント施設以外の施設からは引き続き一時輸入停止措置をしています。

**■***NEW***株式会社マルハチ村松における調味料の不適正表示に対する措置について　2021/12/21**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/211221.html>

　　農林水産省は、株式会社マルハチ村松（本社:静岡県焼津市城之腰65-1。法人番号9080001015238。以下「マルハチ村松」という。）が、自らが製造し、表示責任者である調味料の原材料名について、販売先事業者へ提出した品質規格書に、使用した原材料を表示せず又は使用していない原材料を表示するなど虚偽の表示をし、業務用加工食品として販売したことを確認しました。このため、本日、マルハチ村松に対し、食品表示法に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示を行いました。

1.経過

農林水産省関東農政局が、令和2年6月9日から令和3年11月29日までの間、マルハチ村松に対し、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づく立入検査を行いました。

この結果、農林水産省は、マルハチ村松が、自らが製造し、表示責任者である調味料23商品の原材料名について、別紙1のとおり虚偽の表示をして、平成20年4月1日から令和2年3月31日までの間に、合計3,781,698kgを業務用加工食品として販売したことを確認しました。

なお、マルハチ村松が行った違反行為の内容は以下(1)から(4)までのとおりです。

(1) 使用した原材料を表示しなかったこと（別紙1の1から15まで）

(2) 使用した原材料を表示せず、かつ、使用していない原材料を表示したこと（別紙1の16から20まで）

(3) 使用していない原材料を表示したこと（別紙1の21）

(4) 使用した原材料を重量順に表示しなかったこと（別紙1の22から23まで）

2.措置

マルハチ村松が行った上記1．の行為は、法附則第6条による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項の規定に基づき定められた加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）第4条の2第1項第2号第5項第1号及び第6条第3号並びに法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第10条第1項第4号及び第14条において準用する第9条第1項第13号の規定に違反するものです（別紙2参照）。

このため、農林水産省は、マルハチ村松に対し、食品表示法第6条第1項の規定に基づき、以下の内容の指示を行いました。

指示の内容

(1)販売する全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については速やかに食品表示基準の規定に従って、適正な表示に是正した上で販売すること。

(2)販売していた食品について、加工食品品質表示基準及び食品表示基準に定められた遵守事項が遵守されていなかった主な原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示制度に対する認識の欠如並びに食品表示制度についての内容確認及び管理体制の不備があると考えられることから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。

(3)(2)の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にするとともに、食品表示の相互チェック体制の強化、拡充その他の再発防止対策を適切に実施すること。これにより、今後販売する食品について、食品表示基準に違反する不適正な表示を行わないこと。

(4)全役員及び全従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。

(5)(1)から(4)までに基づき講じた措置について、令和4年1月21日までに農林水産大臣宛てに提出すること。

　添付資料

別紙1 不適正表示一覧表　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/attach/pdf/211221-10.pdf>

別紙2 食品表示法等（抜粋）

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/attach/pdf/211221-8.pdf>

参考 株式会社マルハチ村松の概要

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/attach/pdf/211221-9.pdf>

**■***NEW***熊本県南関町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内5例目）に係る搬出制限の解除について　2021/12/21**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211221.html>

　熊本県は、同県南関町(なんかんまち)で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内5例目）に関し、発生農場の半径3kmから10km以内の区域に設定している搬出制限を本日午前0時に解除しました。

今後、熊本県は、国内5例目の移動制限区域内で、当該疾病の新たな発生が認められなければ令和3年12月27日（月曜日）午前0時(12月26日（日曜日）24時)をもって、当該移動制限を解除する見込みです。

1.今後の予定

（1）熊本県は、同県南関町で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内5例目）に関し、本日午前0時、発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。

（2）今後、熊本県は、国内5例目の移動制限区域内で、当該疾病の新たな発生が認められなければ、発生農場の防疫措置が完了した12月5日の翌日から起算して21日が経過する、12月27日（月曜日）午前0時(12月26日(日曜日)24時)をもって、当該移動制限を解除する見込みです。

**■***NEW***フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について　2021/12/20**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211220.html>

　農林水産省は、令和3年12月16日（木曜日）、フランスのジェール県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

フランスのジェール県の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された旨、フランス家畜衛生当局から情報提供がありました。

2.対応

フランス家畜衛生当局からの情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため令和3年12月16日（木曜日）、同県からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を一時停止しました（※）。

**■***NEW***年末年始の牛乳消費拡大に向けて「NEW（乳）プラスワンプロジェクト」開始！　2021/12/17**

<https://www.maff.go.jp/j/press/chikusan/c_gyunyu/211217.html>

**■英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について　2021/12/16**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211216_8.html>

　　農林水産省は、12月13日（月曜日）に英国のリンカンシャー州、ウィルトシャー州及びオックスフォードシャー州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

英国のリンカンシャー州及びウィルトシャー州の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認され、本発生に伴い設定された制限地域が隣接するオックスフォードシャー州に及んだ旨、英国家畜衛生当局から情報提供がありました。

2.対応

英国家畜衛生当局からの情報提供を受けて、同病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和3年12月13日（月曜日）にリンカンシャー州、ウィルトシャー州及びオックスフォードシャー州からの家きん肉等の輸入を一時停止（※）しました。

（参考）生きた家きんについては、令和2年11月以降、コンパートメント施設以外の施設からは引き続き一時輸入停止措置をしています。

**■千葉県市川市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内6例目）に係る搬出制限の解除について　2021/12/16**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211216.html>

　千葉県及び東京都は、千葉県市川市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内6例目）に関し、発生農場の半径3kmから10km以内の区域に設定している搬出制限を本日午前0時に解除しました。

今後、千葉県及び東京都は、国内6例目の移動制限区域内で、当該疾病の新たな発生が認められなければ、令和3年12月27日（月曜日）午前0時(12月26日（日曜日）24時)をもって、当該移動制限を解除する見込みです。

1.今後の予定

（1）千葉県及び東京都は、千葉県市川市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内6例目）に関し、本日午前0時、発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。

（2）今後、千葉県及び東京都は、国内6例目の移動制限区域内で、当該疾病の新たな発生が認められなければ、発生農場の防疫措置が完了した12月5日の翌日から起算して21日が経過する、12月27日（月曜日）午前0時(12月26日(日曜日)24時)をもって、当該移動制限を解除する見込みです。

**■ドイツからの家きん肉等の一時輸入停止措置について　2021/12/14**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211214_5.html>

　　農林水産省は、令和3年12月14日（火曜日）にドイツのザクセン・アンハルト州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

ドイツのザクセン・アンハルト州の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された旨、ドイツ家畜衛生当局から国際獣疫事務局（OIE）に通報がありました。

2.対応

OIEへの通報を受けて、同病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和3年12月14日（火曜日）にザクセン・アンハルト州からの家きん肉等の輸入を一時停止（※）しました。

（参考）生きた家きんについては、令和3年10月25日（月曜日）、同国シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州での高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生を受け、ドイツ全土からの輸入を停止しています。

**■青森県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内9例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について　2021/12/14**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211214_6.html>

　　青森県三戸町(さんのへまち)で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。

また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

1.概要

（1）青森県三戸町の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（12月12日疑似患畜確定)について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

（2）これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

（3）また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

**■兵庫県姫路市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内4例目）に係る移動制限の解除について　2021/12/14**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211214.html>

　　兵庫県は、同県姫路市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内4例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定している移動制限区域について、令和3年12月14日（火曜日）午前0時（12月13日（月曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1.経緯及び今後の予定

（1）兵庫県は、同県姫路市の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内4例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

（2）兵庫県は、同県姫路市で確認された高病原性鳥インフルエンザに関し、令和3年12月3日午前0時に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。

（3）今般、兵庫県は、国内4例目の移動制限区域について、全ての発生農場の防疫措置が完了した令和3年11月22日の翌日から起算して21日が経過する12月14日（火曜日）午前0時（12月13日（月曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

**■英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について　2021/12/13**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211213_3.html>

　　農林水産省は、12月9日（木曜日）に英国のサフォーク州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

英国のサフォーク州の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された旨、英国家畜衛生当局から情報提供がありました。

2.対応

英国家畜衛生当局からの情報提供を受けて、同病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和3年12月9日（木曜日）にサフォーク州からの家きん肉等の輸入を一時停止（※）しました

（参考）生きた家きんについては、令和2年11月以降、コンパートメント施設以外の施設からは引き続き一時輸入停止措置をしています。

**■秋田県横手市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内1例目）に係る移動制限の解除について　2021/12/13**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211213.html>

　　秋田県は、同県横手市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内1例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定している移動制限区域について、令和3年12月12日（日曜日）午前0時（12月11日（土曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1.経緯及び今後の予定

（1）秋田県は、同県横手市の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内1例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

（2）秋田県は、同県横手市で確認された高病原性鳥インフルエンザに関し、令和3年12月1日午前0時に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。

（3）今般、秋田県は、国内1例目の移動制限区域について、全ての発生農場の防疫措置が完了した令和3年11月20日の翌日から起算して21日が経過する12月12日（日曜日）午前0時（12月11日（土曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

**■宮城県における豚熱の患畜の確認（国内75例目）について　2021/12/12**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211212_5.html>

　　本日（12月12日（日曜日））、宮城県大河原町（おおがわらまち）の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されました。

現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。このため、現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.発生農場の概要

所在地：宮城県大河原町

飼養状況：約9,700頭

疫学関連農場：宮城県白石市（1農場）

2.経緯

（1）宮城県は、同県大河原町の農場から、異状（複数頭でチアノーゼ）が見られるとの通報を受け、昨日（12月11日（土曜日））、当該農場に立ち入り、病性鑑定を実施。

（2）宮城県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、本日（12月12日（日曜日））、豚熱の患畜であることが判明。

**■青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内9例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について　2021/12/12**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211212.html>

　　本日（12月12日（日曜日））、青森県三戸町（さんのへまち）の肉用種鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内9例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定します。

1.農場の概要

農場所在地：青森県三戸町

飼養状況：肉用種鶏（約7千羽）

2.経緯

（1）昨日（12月11日（土曜日））、青森県は、同県三戸町の農場から、死亡羽数が増加してる旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

（2）同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。

（3）本日（12月12日（日曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

**■英国の日本産食品に対する放射性物質輸入規制に関するリスク評価報告書の公表及びパブリックコメントの開始について　2021/12/10**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/chiiki/211210.html>

　　英国食品基準庁（Food Standards Agency:FSA）は、英国時間12月10日（金曜日）に日本産食品に対する放射性物質輸入規制に関するリスク評価報告書を公表するとともに、同日から2022年2月11日（金曜日）までのパブリックコメントを開始することを発表しましたので、お知らせします。

1 リスク評価報告書の内容

リスク評価報告書では、英国がEU離脱以後も適用していた日本産食品に対する放射性物質輸入規制についてリスク評価を行い、その結果、輸入規制を撤廃しても、英国の消費者のリスクの増加は無視できるものであると結論づけています。

2 パブリックコメントの内容

パブリックコメントでは、輸入規制の撤廃を最も望ましい選択肢としつつ、関係者から輸入規制の撤廃案についてコメントを求めています。

＜添付資料・参考リンク＞

（参考資料）英国の日本産食品に対する放射性物質輸入規制に関するリスク評価報告書の公表及びパブリックコメントの開始について

<https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/chiiki/attach/pdf/211210-1.pdf>

**英国政府のリスク評価報告書**

<https://www.food.gov.uk/evidence/quantitative-risk-assessment-of-radiocaesium-in-japanese-foods>

**英国政府のパブリックコメント**

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/consultations/review-of-retained-regulation-20166-on-importing-food-from-japan-following-the-fukushima-nuclear-accident>

**■英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について　2021/12/10**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211210.html>

　　農林水産省は、12月8日（水曜日）に英国のアントリム州、ティロン州及びイースト・ライディング・オブ・ヨークシャー州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

英国のアントリム州、ティロン州及びイースト・ライディング・オブ・ヨークシャー州の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された旨、英国家畜衛生当局から情報提供がありました。

2.対応

英国家畜衛生当局からの情報提供を受けて、同病の我が国への侵入防止に万全を期するため令和3年12月8日（水曜日）にアントリム州、ティロン州及びイースト・ライディング・オブ・ヨークシャー州からの家きん肉等の輸入を一時停止（※）しました。

**（参考）生きた家きんについては、令和2年11月以降、コンパートメント施設以外の施設からは、引き続き一時輸入停止措置をしています。**

**■令和3年度我が国周辺水域の水産資源に関する評価結果が公表されました（スルメイカ）　2021/12/10**

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/sigen/211210.html>

**■埼玉県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内7例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について　2021/12/9**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211209.html>

　埼玉県美里町で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。

また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

1.概要

（1）埼玉県美里町の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（12月7日疑似患畜確定)について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

（2）これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

（3）また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

**５.****[消費者庁関連](#消費者庁関連)**

<https://www.caa.go.jp/>

**「消費者庁」になりすましたTwitter、Facebookアカウントにご注意ください。**

**■***NEW***除雪機による死亡・重傷事故を防ごう!-正しく、安全に使用してください-　2021/12/23**

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_057/>

**■***NEW***食品添加物の不使用表示に関するガイドライン案に関する意見募集について　2021/12/22**

**令和3年12月22日(水)から令和4年1月21日(金)まで(郵送の場合は同日必着)**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/027081/>

**■***NEW***株式会社GSDに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について　2021/12/22**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/026894/>

　株式会社GSDに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_01.pdf>

別紙1　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_02.pdf>

別紙2-1　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_03.pdf>

別紙2-2　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_04.pdf>

別紙2-3　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_05.pdf>

別紙3　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_06.pdf>

参考1～3　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_07.pdf>

別添　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_08.pdf>

**■***NEW***「新型コロナ関連詐欺 消費者ホットライン～給付金やワクチンを口実にした詐欺にご注意ください!!～」の開設について　2021/12/22**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/027059/>

　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/local_cooperation_cms202_211222_01.pdf>

**■***NEW***二酸化塩素による空間除菌を標ぼうする商品の製造販売業者2社に対する景品表示法に基づく措置命令について　2021/12/17**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/027004/>

　　消費者庁は、令和3年12月16日、二酸化塩素による空間除菌を標ぼうする商品の製造販売業者2社に対し、2社が供給する商品に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

　　二酸化塩素による空間除菌を標ぼうする商品の製造販売業者2社に対する景品表示法に基づく措置命令について　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_01.pdf>

別紙1-1ないし別紙1-10　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_02.pdf>

別紙1-11ないし別紙1-16　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_03.pdf>

別紙1-17ないし別紙1-26　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_04.pdf>

別紙2　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_05.pdf>

参考　　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_06.pdf>

別添1　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_07.pdf>

別添2　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_08.pdf>

**■***NEW***電力・ガス自由化をめぐるトラブル速報!No.18「電力・ガスの契約に関する相談が多く寄せられています」　2021/12/17**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/027006/>

　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms202_211216_01.pdf>

**■高齢者の事故を防ぐために　2021/12/8**

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_safety/caution/caution\_055/#bathing\_accident](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/%23bathing_accident)

**消費者庁リコール情報サイト**<https://www.recall.caa.go.jp/>

**（回収中か否かに関わらず、だいたい一回の掲載で消去します）**

**★大黒屋食品「いつものおつまみ くんあし 甘酢風味」 - 返金／回収　原材料名、添加物表示の欠落　2021/12/23**

**★スターズセブン・ジャパン 「アソートクッキー」 - 返金／回収　アレルゲン「卵」の表示欠落　2021/12/23**

**★浜食「国産カレーライス福神漬、国産福神漬」 - 返金／回収　アレルゲン「ごま」の表示欠落、「要冷蔵」の表示欠落　2021/12/23**

**★G-7 スーパーマート（業務スーパー笠間店）「味付け数の子」 - 回収　冷凍販売商品である商品を冷蔵品として販売　2021/12/22**

**★バロー（笹部店）「松前数の子（中身は数の子わさび）」 - 返金／回収　アレルゲン「豚肉」の表示欠落　2021/12/22**

**★木村食品工業「国産山菜おでん」 - 返金／回収　アレルゲン「卵」の表示欠落　2021/12/22**

**★エイヴイ「牛豚合挽（小）、牛豚合挽（大）、牛豚合挽（特大）」 - 返金／回収　1～4㎜程度の赤いプラスチック片が混入した疑いがあるため　2021/12/22**

**★sweet bakery Rusk「焼菓子（メレンゲ）」 - 回収　アレルゲン「卵」の表示欠落　2021/12/22**

**★川俣町農業振興公社「川俣シャモ粗挽ミートローフ」 - 返金／回収　亜硝酸根の基準値超過　2021/12/21**

**★永山盛徳「かまぼこ、豆パック、ごぼうと人参のチギレ、チギレ、ごぼう天」 - 回収　アレルゲン「卵」、保存方法等の表示欠落　2021/12/20**

**★ボーアンドボン「ポクイ・クルフカ・トラディショナル」 - 返金／回収　カビによる汚染　2021/12/20**

**★ゴディバジャパン「アイスクリーム：チーズケーキ エ ショコラ、ベルジアン ダークチョコレート、ミルク チョコレートチップ、カカオ バニラ」 - 返金／回収　残留農薬の一律基準超過に伴う自主回収（検出した農薬名:酸化エチレン、検出値:0.06ppm、基準値:0.01ppm)　2021/12/20**

**★たいらや「かねふく辛子明太子（バラコ）」 - 返金／回収　着色料の誤表示（誤：黄5,赤106、正：赤40,黄5）　2021/12/17**

**★ふくしま逢瀬ワイナリー「Ouse ブランデー no.1 ペシュ(桃)、Ouse ブランデー no.2 ノワヨー デ ペシュ(桃種浸漬) 」 - 返金／回収　酸化防止剤として使用した亜硫酸塩の含有量が基準値（0.03g/kg）を超えていることが判明　2021/12/17**

**★RPGプラント「えごまドレッシング 玉ねぎベース」 - 返金／回収　アレルゲン「小麦、大豆」の表示欠落　2021/12/17**

**★徳島魚市場「殻付かき」 - 回収　生食用かきの成分規格E.coli最確数超過　2021/12/17**

**★江沼とき子「春菊」 - 回収　残留農薬の一律基準超過（フェニトロチオン0.03ppm、ヘキシチアゾクス0.28ppm、ルフェヌロン0.24ppm）　2021/12/17**

**★小谷穀粉「十六種調合野草健康茶」 - 返金／回収　アレルゲン「大豆」の表示欠落　2021/12/17**

**★兼田孝子「のり佃煮」 - 返金／回収　アレルゲン「小麦」の表示欠落　2021/12/17**

**★ベルク「春菊」 - 返金／回収　残留農薬の一律基準超過（フェニトロチオン0.03ppm検出、ヘキシチアゾクス0.28ppm検出、ルフェヌロン0.24ppm検出）　2021/12/16**

**★ライフフーズ（ヨークベニマル本宮インター店）「熟成湯こね食パン 半斤」 - 返金／回収　アレルゲン「卵」の表示欠落、乳化剤、リン酸塩（Na）、増粘多糖類、着色料（アナトー）の添加物表示欠落　2021/12/16**

**★B・wave「山野柚子ぽん酢、内海橙ぽん酢」 - 回収　アレルゲン「小麦」の表示欠落　2021/12/16**

**★セルフィユ「いもあんバターどら焼き」 - 返金／回収　賞味期限の誤表示（誤：22.12.26、正：21.12.26）　2021/12/16**

**★大象ジャパン「宗家キムチ」 - 返金／回収　ビニール片の混入　2021/12/16**

**★カインズ「洗いやすい卓上ポット（カインズ）」 - 返金／回収　ポット内部の中栓の一部がポット内部で外れ、止水機能が十分に機能せず場合によっては火傷するおそれがあるため　2021/12/16**

**６.** **[食中毒・感染症](#食中毒・感染症)**

**■***NEW***インフルエンザ（総合ページ）**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/index.html>

**★細菌性食中毒★**

**■営業許可施設等に係る行政処分　2021/12/17　兵庫県洲本市**

**調査中**

　<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf14/hw14_000000020.html>

　発生年月日　2021/12/17

　業種　飲食店営業 　浜千鳥【一般財団法人五色ふるさと振興公社】

施設所在地　洲本市

主な適用条項　法第6条

行政処分を行った理由　食中毒

病因物質　調査中

行政処分等の内容　営業停止3日間

**■食中毒の発生について　2021/12/21　神奈川県川崎市**

**カンピロバクター**

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/press/cmsfiles/contents/0000135/135763/hp.pdf>

　川崎市高津区内の飲食店を原因施設とする食中毒が発生したので、お知らせします。

１ 探知及び概要

令和３年１２月１４日（火）午後５時頃、東京都福祉保健局から、「１２月７日（火）に川崎市高津区の飲食店を７人グループで利用したところ、４人が下痢症状を呈している旨の届出があった。」との連絡が川崎市保健所にありました。

これまでの調査から、届出グループのうち２人の便からカンピロバクターが検出されたこと、患者全員に共通する食事が当該施設で提供された食品のみであること、患者の症状等がカンピロバクターによる食中毒の特徴と一致していること及び患者を診断した医師から食中毒の届出があったことから、本日、川崎市保健所長が当該施設を原因施設とする食中毒事件と断定しました。

本市では、引き続き、調査を実施しています。

２ 患者数　４人（全員快方に向かっています。）

３ 発症日時（初発）　令和３年１２月１１日（土）午前０時

４ 症状　下痢、発熱、腹痛、吐き気、頭痛、寒気等

５ 病因物質　カンピロバクター

６ 原因施設　名 称 とり玉　業 種 飲食店 一般食堂

７ 原因食品

令和３年１２月７日（火）に当該施設で提供された食事

参考：喫食メニュー 焼鳥（レバー串、ねぎま、むね肉、ハツ等）、もつ煮、とりの唐揚げ、焼鳥丼、揚げチーズ、キャベツの肉みそマヨネーズかけ等

８ 措置

（１）再発防止を指導

（２）営業停止処分３日間 （令和３年１２月２１日（火）から１２月２３日（木）まで）

（３）従事者に対して衛生教育を実施予定

川崎市内の食中毒発生状況（本件を含みます。



**■施設に対する行政処分等**

**公表年月日：令和3年12月16日　大阪市**

**カンピロバクター**

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000527025.html>

施設名称　鶏家　たちばな

業種　飲食店営業

行政処分等の理由　食品衛生法第6条第3号違反（食中毒の発生）

行政処分等の内容　営業停止1日間

備考

【病因物質】カンピロバクター

【原因食品】コース料理（詳細について調査中）

【有症者】4名

**★ウイルスによる食中毒★**

**■食中毒事件の発生について　2021/12/23　長崎県大村市**

**ノロウイルス**

<https://www.pref.nagasaki.jp/press-contents/531599/index.html>

　　12月20日(月曜日)午後4時頃、大村市にある飲食店の利用者から、会食後に複数名が食中毒の疑われる症状を呈している旨の通報が県央保健所にあり、同保健所が調査を行った。

　その結果、同保健所は原因施設を大村市にある飲食店と断定し、本日、行政処分を行いましたのでお知らせします。

1.　概要

　県央保健所による調査の結果、有症者らは、大村市にある飲食店において、12月18日(土曜日)午後6時頃から7名で会食し、うち4名が12月20日(月曜日)午前0時頃から午前11時頃にかけて嘔吐、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈した。また、同日に同じ店舗を利用した他のグループ12名のうち1名も12月20日(月曜日)午後0時頃同様の症状を呈していることが判明した。

　　有症者全員の共通食がこの飲食店の食事以外にないこと、有症者の便からノロウイルスが検出されたこと、発症までの時間と症状がノロウイルス食中毒の特徴と一致することから、同保健所は当該飲食店を原因施設とする食中毒と断定し、以下のとおり行政処分を行った。

2.　原因施設

営業所の名称：居酒屋　海豚(いざかや　いるか)

営業の種類：飲食店(居酒屋)

3.　原因食品　令和3年12月18日(土曜日)に当該飲食店が提供した食事

〔提供されたメニュー〕

酢がき、刺身（ヒラス、タコ、サーモン、タイ、エビ、ツブ貝）、豚尾、炭焼豚、クリームチーズ醤油漬け、豚しゃぶサラダ、焼肉サラダ、野菜サラダ、チキン南蛮、ナゲット、ポテトフライ、山芋鉄板、卵焼き、揚げさつまいも、唐揚げ、牛すじデミソース煮込み、エビマヨ、焼き飯、カリカリチーズ、バニラアイス、黒蜜黄粉アイス

4．病因物質　ノロウイルス

5．処分内容

令和3年12月23日(木曜日)から12月24日(金曜日)まで 2日間の営業停止(食品衛生法第6条第3号違反)

6．症状　嘔吐、下痢、腹痛、発熱

7．摂食者数　19名

8．有症者数（令和3年12月23日現在)5名 (31歳から72歳)

5名受診 (入院した者はおらず、回復に向かっている。)



**■食中毒事件の発生について　2021/12/21　長崎県佐世保市**

**ノロウイルス**

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2021/12/1640064433.pdf>

　　令和３年１２月１７日（金）佐世保市内にある事業所から「１２月１５日（水）に事業所前で職員及び一般向けに販売したサンドイッチを食べた複数が嘔吐、下痢、発熱等の症状を呈し、一部は医療機関に受診している。」との連絡があり、調査を行いました。

その結果、佐世保市内にある飲食店が原因施設と断定し、本日、行政処分を行いましたのでお知らせします。

１． 概 要

有症者らは、佐世保市内にある飲食店が１２月１５日（水）に調理し、「ＪＡながさき西海 南部中央支店前 所在地：佐世保市広田２-１-５」で販売した「サンドイッチ」を喫食し１２月１６日（木）午後５時３０分から１７日（金）午前２時にかけて吐気、嘔吐、腹痛、下痢、発熱等の症状を呈した。有症者全員の共通食は当該飲食店が調理した「サンドイッチ」以外にないこと、有症者の便からノロウイルスが検出したこと、加えて調理従事者からもノロウイルスが検出しかつ有症者に先んじて発症していたこと、有症者の発症までの時間と症状がノロウイルス食中毒の特徴と一致したことから、当該飲食店を原因施設とする食中毒と断定し、以下のとおり行政処分を行いました。

２．原因施設

 営業所所在地： 佐世保市

 　営業所の名称： ＪＡさせぼホール

 営業の種類： 飲食店（一般）

３．原因食品　令和３年１２月１５日（水）に当該飲食店が調理・販売したサンドイッチ

４．病因物質　ノロウイルス

５．処分内容

 令和３年１２月２１日（火）から１２月２２日（水）までの２日間の営業停止（食品衛生法第６条第３号違反）。なお、当該飲食店は１２月１７日（金）から営業を自粛している

６．症状　吐気・嘔吐・腹痛・下痢・発熱等

７．販売数　１００食（うち事業所職員が２０食購入、一般客が８０食購入）

８．有症者数（令和３年１２月２１日現在）

 　　１６名 男性７名（２２歳～５６歳）、 女性９名（２０歳～５８歳）

 　　５名受診（入院した者はおらず、回復にむかっている。）

**■刺し身・加熱したカキ・カレイの塩焼き…客の男女５人が食中毒、旅館を営業停止処分に**

**12/18(土) 7:56配信　読売新聞オンライン　島根県西ノ島町**

**ノロウィルス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/7cf9a6142a8e33558fc911205ea3525ba74b5a05>

**令和3年食中毒発生状況**

<https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/syoku/anzen/chuudoku/r3shokutyuudoku.html>

発生年月日　2021/12/16

発生場所　隠岐郡

患者数　５名

原因食品　飲食店の食事

原因物質　調査中

原因施設　飲食店

症状　下痢、嘔吐、腹痛、倦怠感等

**隠岐保健所管内における食中毒の発生について　2021/12/17　島根県西ノ島町**

**ノロウィルス**

<https://www3.pref.shimane.jp/houdou/uploads/155750/136334/5ec998721e8affa9c08b2d598d82ddc9.pdf>

１ 概 要

12 月 16 日午前、患者の家族から隠岐保健所に「飲食店を利用した家族が胃腸炎症状を呈し、医療機関を受診した」との連絡がありました。

同保健所が調査したところ、12 月 14 日の夕食及び 15 日の朝食で隠岐郡西ノ島町の飲食店「旅館 みつけ島荘」を利用した４グループ５名が下痢、嘔吐等の症状を呈していることが判明しました。

同保健所は、患者の喫食状況及び発症状況から、同施設を原因とする食中毒と断定し、12 月 17 日から５日間の営業停止処分としました。

なお、患者に入院した者はなく、全員が快方に向かっています。

２ 患 者 ５名（松江市３名、鳥取県１名、広島県１名）

　

３ 原因施設

屋 号：旅館 みつけ島荘

業 種：飲食店営業

４ 原因食品 「旅館 みつけ島荘」が 12 月 14 日の宿泊者に提供した食事

５ 病因物質 調査中

６ 行政処分 12 月 17 日から 12 月 21 日まで営業停止（５日間）



**★寄生虫による食中毒★**

**■長野保健所管内の飲食店でアニサキス（寄生虫）による食中毒が発生しました　2021/12/22**

**長野県上水内郡**

**アニサキス**

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/happyou/documents/ch211222.pdf>

　本日、長野保健所は、上水内郡内の飲食店を食中毒の原因施設と断定し、この施設の営業者に対し令和３年 12 月 22 日の１日間の営業停止を命じました。

患者は、12 月 19 日に、この施設で食事をした１グループ４名中の１名で、患者が受診した医療機関において、患者の胃内から寄生虫のアニサキスが摘出されました。

なお、患者はすでに回復しています。

【事件の探知】

令和３年 12 月 21 日、医療機関から松本保健所に、「本日、腹痛で医療機関を受診した患者の胃内から、アニサキスが摘出された。飲食店で食べた海鮮丼が疑わしい。」との通報がありました。

【長野保健所による調査結果概要】

○ 患者は、12 月 19 日に当該施設で食事をした１グループ４名中の１名で、12 月 20 日午前２時 30 分頃から腹痛等の症状を呈していました。

○ 医療機関による内視鏡検査で、患者の胃内からアニサキスが摘出されました。

○ 患者の症状は、アニサキスによる食中毒の症状と一致していました。

○ 患者が発症日から過去３日間に遡って海産魚介類の生食をしたのは当該施設のみでした。

○ 患者を診察した医師から食中毒の届出がありました。

○ これらのことから、長野保健所はこの施設の食事を原因とする食中毒と断定しました。担当保健所 長野保健所

患者関係

発 症 日 時 12 月 20 日 午前２時 30 分頃

患 者 症 状 腹痛、吐き気、下痢、発熱

患 者 所 在 地 安曇野市

患 者 数及 び 喫 食 者 数　患者数／喫食者数 ：１名／４名

（患者内訳） 女性：１名（年齢：40 歳代）

入 院 患 者 数 １名

医療機関受診者数 １名

原因食品 海鮮丼（推定）

病因物質 アニサキス

原因施設 施設所在地 上水内郡

営業許可業種 飲食店営業（一般食堂）（弁当屋）

措 置 営業停止期間 令和３年 12 月 22 日の１日間［参 考］患者へ提供された主なメニュー

海鮮丼（マグロ、サーモン、玉子、白身魚等魚介類）、魚の味噌汁、青豆と蒟蒻の和え物、野沢菜等

［参 考］長野県内（長野市・松本市含む）における食中毒発生状況（本件含む）

**■飲食店営業施設等に対する不利益処分等　2021/12/22　品川区**

**アニサキス**

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kenkou/kenkou-eisei/kenkou-eisei-syokuhin/hpg000025581.html>

公表年月日　令和3年12月22日

被処分者業種等 飲食店営業

施設の名称　朔朔

適用条項　食品衛生法（食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）。以下「法」という。）第6条第3号の規定に違反するので、法第55条第1項の規定を適用

※食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた者であるから、当該営業者に対する不利益処分については、この法を適用する。

不利益処分を行った理由　食中毒の発生

不利益処分等の内容　令和3年12月22日の1日間の営業の一部停止

（一部：生鮮魚介類（冷凍品を除く）の生食用での調理、提供に限る。

　※冷凍品とは－20℃で24時間以上冷凍をしたものをいう。）

備考　原因食品：当該施設が令和3年12月8日に提供したしめさば

病因物質：アニサキス

**■飲食店に対する行政処分について 2021/12/22　茨城県ひたちなか市**

**アニサキス**

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/eisei/documents/20211222websitekohyo.pdf>

公表年月日　令和３年 12 月 22 日（水）

施 設 名　市場寿司

業 種 飲食店営業

適用条項 食品衛生法第６条第３号違反

行政処分等を行った理由 食中毒の発生 （発生日： 令和３年 12 月 20 日（月））

行政処分等内容 食品衛生法に基づく営業禁止

行政処分等の措置状況

令和３年 12 月 22 日（水）、ひたちなか保健所にて当該営業者に対し「営業禁止命令書」を交付

**食中毒発生概況について　2021/12/22**

**アニサキス**

　<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/eisei/documents/20211222gaikyou.pdf>

　１ 探知 令和３年12月21日（火）午後３時15分頃、横浜市健康福祉局から県生活衛生課に「市内医療機関から茨城県の飲食店を利用し腹痛を呈している患者を診察したところ、内視鏡検査によりアニサキス虫体を摘出した」旨の連絡があった。

２ 事件の概況 横浜市の調査によると、12月19日（日）午後２時半頃に、ひたちなか市内の飲食店「市場寿司」を利用した１グループ２名のうち１名が12月20日（月）午前３時頃から腹痛等の食中毒様症状を呈し、医療機関を受診していることが判明した。

ひたちなか保健所の調査の結果、患者の胃からアニサキス虫体が摘出されたこと、患者の症状及び潜伏期間がアニサキス症によるものと一致したこと、医療機関から食中毒患者等届出票が提出されたことから、ひたちなか保健所は本日、当該施設が提供した寿司を原因とする食中毒と断定した。

なお、患者はすでに軽快している。

３ 原因施設 屋 号：市場寿司

業 種：飲食店営業

４ 原因となった食事

令和３年12月19日に調理提供した寿司（生サバ、アジ、タチウオ、シマアジ、キンメ等）

５ 原因物質 アニサキス

６ 発生日時 令和３年 12 月 20 日（月）午前３時頃（初発）

７ 摂食者数 ２名（男性１名 50 歳代、女性１名 40 歳代）

８ 患者数 １名（男性１名 50 歳代）

９ 主症状 腹痛

１０ 検査状況 医療機関での内視鏡検査でアニサキス虫体を摘出した。

１１ その他 行政処分（ひたちなか保健所）

営業種別：飲食店営業

食品衛生法に基づく営業禁止：令和３年12月22日（水）から

　

**★自然毒による食中毒★**

**■釣ったフグ食べ食中毒　広島****広島県広島市**

**12/20(月) 22:48配信　中國新聞デジタル**

**動物性自然毒　ふぐ**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/53cdff2b23a6d7c35ac3f7dacb88ddcffbbd349d>

**フグ食中毒の発生　広島県広島市**

**ページ番号：0000245853更新日：2021年12月20日更新**

**動物性自然毒　ふぐ**

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syokuhin-eisei/245853.html>

１　事件の概要

　１２月２０日（月）午前１０時２０分頃、市内の医療機関から、フグによる食中毒が疑われる患者が入院しているとの報告が広島市保健所にあった。調査の結果、患者は、１２月１５日（水）に、自分で釣ったフグを家庭で調理し、刺身と内臓の一部を茹でたものを午後６時頃に食べ、翌日午前０時頃から、ふらつき等の症状を呈したため、救急車で医療機関に搬送され入院した。患者を診察した医師から食中毒患者の届出があり、患者の喫食状況及び発症状況から、広島市保健所はフグによる食中毒と判断した。

２　患者の状況

⑴　患者数　　７０歳代男性１名（現在入院中だが、回復傾向にある）

⑵　主症状　　ふらつき、歩行困難

３　喫食・発生場所　家庭

４　原因食品　フグ（※種類不明）

５　病因物質　フグ毒「テトロドトキシン」（推定）

６　保健所の対応　患者の喫食状況及び健康状況等の調査

**■《安全》ふぐで食中毒、１人死亡＝広東省掲陽　2021/12/20**

**NNA ASIAアジア経済ニュース**

**動物性自然毒　ふぐ**

<https://www.nna.jp/news/show/2277295>

**★化学物質による食中毒★**

**■給食牛乳が強アルカリ性示す、７校で児童・生徒２７人が体調不良に**

**12/18(土) 8:23配信　読売新聞オンライン　大阪市**

**水酸化ナトリウム?**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/a42d4a27a3b1b86f68a35616477f7be08a6b4691>

**報道発表資料　学校給食用牛乳の提供停止について（第三報）**

**2021年12月17日**

**問合せ先：教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（06-6208-9140）**

**令和3年12月17日 14時発表**

<https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kyoiku/0000552211.html>

　令和3年12月8日（水曜日）、一部の学校で、学校給食において提供した牛乳を飲用に適さないと判断し提供を中止した件につきまして、牛乳供給事業者より経過報告がありましたので、お知らせします。

　なお、本件については、令和3年12月8日付けで第一報、令和3年12月9日付けで第二報を報道発表しています。

1　牛乳の異変が確認された学校における児童生徒の健康状態

　牛乳の喫食による体調不良のため欠席している児童生徒は、現在確認されていません。

2　牛乳供給事業者からの報告について

　現在、原因の特定には至っていませんが、当該牛乳供給事業者から次のとおり経過報告があり

ました。

報告内容

回収した製品の一部を確認したところ、異味と異臭を確認している。

異味と異臭を確認できた検体からは、pH値で強アルカリ性が検出された。

12月16日現在、自社分析及び外部機関による分析では、食中毒菌は陰性判定だった。

大阪市保健所の指導のもと、強アルカリ性が検出された原因を調査中である。

3　今後の対応について

　発生原因の判明には至っていないことから、引き続き関係機関と連携し、当該牛乳供給事業

者からの報告の検証も含め、原因を調査してまいります。

4　その他

　　引き続き当該牛乳供給事業者が製造した牛乳の提供を停止し、原因が判明するまでの間、他

の牛乳供給事業者が製造した牛乳を提供します。

**いかるが乳業株式会社　お知らせ**

<http://www.ikaruga-milk.co.jp/content/files/20211211-030015.pdf>

**■（既報追加情報）弁老朽化で空調水混入　井戸水汚染の原因公表　群馬大病院　時事通信**

**12/16(木) 12:20配信　群馬県前橋市**

**亜硝酸態窒素**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/bcfb72ecf52df5a74639e34eaef239e302a610c6>

**★細菌による感染症★**

**■（週報）腸管出血性大腸菌感染症（３類感染症）の発生について　2021/12/21**

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/8/9/9/4/9/1/_/031221-01tyoukan.pdf>

千歳保健所、渡島保健所

　令和３年第50週　12月13日～12月19日に道立保健所管内で腸管出血性大腸菌感染症（ベロ毒素産生）が発生したのでお知らせします

　

　**■****（既報）福山市の高齢者福祉施設 Ｏ１５７に１３人が感染　広島県福山市**

**12月12日　18時02分　広島 NEWS WEB**

**感染症　腸管出血性大腸菌　O157**

<https://www3.nhk.or.jp/hiroshima-news/20211212/4000015439.html>

　**【速報】O157感染の1人死亡　広島県福山市の高齢者施設、患者は計22人に**

**12/17(金) 11:52配信　中国新聞デジタル**

**感染症　腸管出血性大腸菌　O157**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/e9f6e8d8d0f56e31490d9346f8fc04b5d167a32b>

**「Ｏ１５７」集団感染で患者１人が死亡　福山市の高齢者福祉施設**

**12/17(金) 19:04配信　テレビ新広島**

**感染症　腸管出血性大腸菌　O157**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/7502992333e6b5302463af856337651ac545cd12>

**福山の高齢者施設Ｏ１５７で１人死亡　市が注意喚起強める　2021/12/17**

**中國新聞デジタル**

<https://www.chugoku-np.co.jp/local/news/article.php?comment_id=817647&comment_sub_id=0&category_id=256>

**Ｏ１５７感染者１人死亡　広島県福山市の高齢者施設　2021/12/18　0:13**

**中國新聞デジタル**

<https://www.chugoku-np.co.jp/local/news/article.php?comment_id=817487&comment_sub_id=0&category_id=256>

**★ウイルスによる感染症★**

**■伊東の保育園で胃腸炎集団発生　静岡県伊東市**

**2021.12.18　あなたの静岡新聞**

**感染症　ノロウイルス**

<https://www.at-s.com/news/article/shizuoka/1001594.html>

**■６つの保育施設で１５５人 ノロウィルスの集団感染　岩手県奥州市**

**12月17日　06時06分　岩手 NEWS WEB**

**感染症　ノロウイルス**

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/morioka/20211217/6040012895.html>

**■かつらぎ町のこども園でノロウイルス感染症の集団発生　和歌山県かつらぎ町**

**2021年12月11日 18時45分　WBS和歌山放送ニュース**

**感染症　ノロウイルス**

<https://news.wbs.co.jp/166981>

**★その他の感染症★**

**■どこで感染かは不明…『日本紅斑熱』感染の男性 ショック症状起こし死亡 マダニに咬まれる事でかかる感染症　12/20(月) 21:26配信　東海テレビ　岐阜県岐阜市**

**感染症　マダニ**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/f791f88082ffc4914ba450104e8647e4377ff476>

**■インフルエンザ、15道府県から計35人の報告 - 厚労省が6－12日の1週間の状況公表**

**12/17(金) 17:30配信　医療介護ＣＢニュース**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/2f8f43a97e23acdffbca95c639098e3da16a3c82>

**★違反食品★**

**■違反食品等に対する不利益処分等　2021/12/17　江東区（豊洲市場）**

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/ihan/kouhyou.html>

　公表年月日　2021/12/17

　名称及び商品名 殻付かき

製造者、加工者又は輸入者の名称　（加工者）はらまる水産（原　昭広）

その他（ロット、原産国名等）

(表示事項)

消費期限：令和3年12月17日

採取海域：ウチノ海

生食用であるかないかの別：生食用

販売者氏名：徳島魚市場株式会社

販売者住所：徳島県徳島市北沖洲４丁目１－３８

（形態及び内容量）

発砲スチロール箱（20個入り及び30個入り）

　違反内容　E.coli最確数：検体100gにつき1,300を検出

（生食用かきの成分規格：検体100gにつき230以下でなければならない）

適用条項　食品衛生法第13条第2項

不利益処分等対象者　（販売者）築地魚市場株式会社 東京都江東区豊洲六丁目6番2号

不利益処分等の内容及び措置状況　12月16日、販売者（築地魚市場株式会社）に対し文書により残品の回収・保管を指示した。

**★その他関連ニュース★**

**■フォックスコンの印ｉＰｈｏｎｅ工場、抗議活動受け週内閉鎖**

**12/22(水) 9:31配信　ロイター**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/0e77a827682d2f8d9bf1ddef3da2f0a2f874f773>

**Foxconnのインド工場で集団食中毒が発生、iPhone生産に影響？**

**2021/12/20** **iPhone　Mania　ロイター**

　<https://iphone-mania.jp/news-427655/>

**■****郡上市白鳥町白鳥地内におけるＰＣＢを含む油の流出について（第１報）　2021/12/21**

**岐阜県郡上市**

　<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/279897.pdf>

　　郡上市白鳥町白鳥地内において低濃度のポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）を含む油の流出事故が発生しましたので、お知らせします。

１ 端緒

昨日（１２月２０日）午後７時３０分、原因者から郡上市消防本部を通じて、郡上市白鳥町白鳥地内の事業所で事故が発生し、ＰＣＢを含む油が場外へ流出したおそれがあるとの通報がありました。直ちに現地調査を実施しましたが、夜間であり流出先の確認が十分にできなかったため、本日（１２月２１日）あらためて、調査を実施しました。

２ 原因者

所在地 郡上市白鳥町白鳥１０６７－１１

業種 住宅用内装材製造

施設名 大平産業株式会社

３ 流出した油の種類及び量

種 類 絶縁油

流出量 不明

４ 事故の原因

昨日午前中に除雪機により除雪作業をしていたところ、場内で保管されていた変圧器を破損し、変圧器に使用されていたＰＣＢを含む油が場内水路を通じて場外に流出しました。

５ 事故の状況

・本日午前１１時時点では、水路約２００ｍの区間でわずかな油膜を確認しました。

・本日同時点で長良川へ油の流出は、確認されませんでした。

・当該変圧器は、本年１０月頃から屋根付き三方囲いの建屋に保管されていました。

６ 対応

・昨日午後１０時時点で原因者が水路内にオイルマットを、本日正午時点で郡上土木事務所がさらに下流の水路の長良川合流地点付近でオイルフェンスを設置して、下流への流出を防いでいます。

・水路及び長良川の合計４地点で採水した検体のＰＣＢ濃度を測定しますので、結果が判明し次第公表します。

・原因者に対し、流出したＰＣＢ廃棄物（オイルマット等のＰＣＢが付着した廃棄物を含む）を回収し、適正に処理するよう指導しました。

**■感染性胃腸炎、今冬最多457人　熊本県感染症情報**

**12/16(木) 18:19配信　熊本日日新聞**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/85fed17e478924a84f332ff335c88891b20a5d6b>